

熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会運営要綱

制定 令和5年3月16日 熊本市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則第2条第1項別表に定める熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 熊本市生活保護業務に関する適正化推進会議による調査結果を基に、不適正事案に対する検証
- (2) 検証結果を基に、再発防止策の提言
- (3) 前2号のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、5名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 学識経験者
- (4) 行政経験者
- (5) 臨床心理士かつ公認心理師

(任期)

第4条 前条の委員の任期については、第2条に定める所掌事務を終えるまでとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は委員会を統括する。
- 3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に該当する事項を検討する場合等、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。
- 4 やむを得ない理由で会議の招集ができないと会長が認める場合は、書面又はインターネットに接続された端末を利用して行う方法により会議を開くことができる。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる

(調査検討結果の報告)

第9条 第2条の規定による検証及び再発防止策の提言を行う時は、委員会はその結果について報告書を作成し、会議の議決を経て、市長へ提出しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は健康福祉局福祉部保護管理援護課にて行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、本委員会の終了をもって廃止する。